

して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

2 本共同企業体代表者及び構成員全ての同意並びに契約の相手方の承諾がある場合においては、前項の預金口座と異なる預金口座により取引することができる。

(決算)

第12条 企業体は、委託業務の完了後、当該委託業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第14条 構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が本委託業務を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち委託期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

(構成員の除名)

第14条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、委託期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(委託期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが委託期間途中において破産又は解散した場合においては、第14条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更の禁止)

第15条の2 正当な理由がなく、代表者が脱退すること又は、代表者を除名することはできない。

(解散後の契約不適合責任)

第16条 企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____, _____及び_____は上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を通作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通を委託者に提出し、残りを各自所有するものとする。

年 月 日

第 1 構成員 住 所
名称
代表者名 印

第 2 構成員 住 所
名称
代表者名 印

第 3 構成員 住 所
名称
代表者名 印